

# 大府市成年後見制度利用促進基本計画

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

## 概要版

### 1 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより判断能力が十分でない人の権利を守り、その人の希望に沿う形で財産の管理や生活の保障を法的に行うための制度ですが、近年の成年後見制度の利用状況をみると、手続きが煩雑であり支援が必要な人にとって使い勝手が悪いこと等が理由で制度の積極的な利用につながっていません。

国は成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に実施するために、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号。以下、「利用促進法」という。)を制定するとともに、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」(以下、「国基本計画」という。)を策定しました。これにより、市町村は、国基本計画を勘案して、地域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。

本市においては、平成20年から知多半島5市5町(大府市、半田市、常滑市、東海市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町)共同でNPO法人知多地域成年後見センターに委託し、積極的な法人後見受任及び断らない相談支援により、先進的に広域での成年後見制度の利用促進を図ってきました。今後、超高齢社会により、特に、認知症高齢者の増加が見込まれる中、市が責任をもって成年後見制度の利用を促進していくことを目的として、令和3年12月に「大府市成年後見制度の利用の促進に関する条例」(以下、「条例」という。)を制定しました。

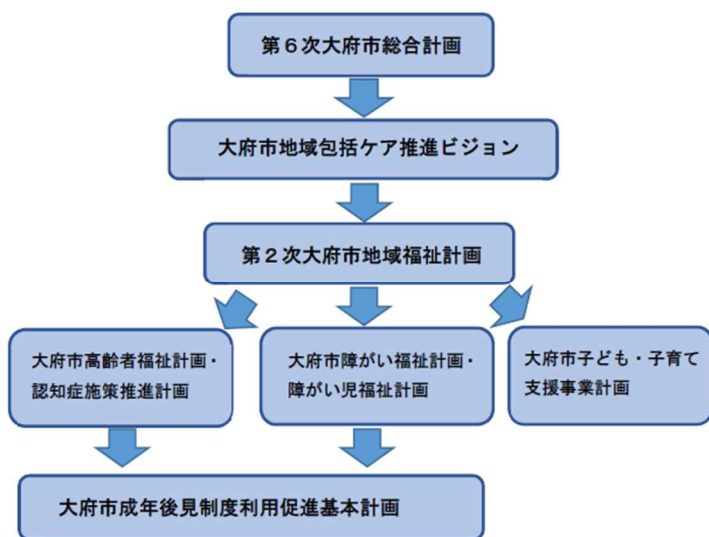
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、制度を必要とする人たちの利用につなげ、利用者がさらにメリットを実感することができる制度とするために、条例に基づき「大府市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

### 2 計画の位置付け

本計画は、利用促進法及び条例の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

また、人口、地域特性を鑑みながら、「第6次大府市総合計画」や、「第2次大府市地域福祉計画」等その他関連計画と整合、連携を図ります。

< 各計画体系図 >



### 3 成年後見制度の現状と課題

【現状】

- 本市の75歳以上の後期高齢化率は、高齢者全体の増加率を大きく上回っており、高齢者の中に占める後期高齢者の割合は急速に高まっている状況です。また、認知症の有病率は年齢が高くなるほど増加するため、後期高齢者の増加率が高い本市では、成年後見制度のニーズが増加することが予想されます。
- 精神障害者保健福祉手帳の所持者数及び人口に占める割合、療育手帳の所持者数及び人口に占める割合は、増加傾向にあります。特に、1級の精神障害者保健福祉手帳所持者数及び軽度知的障がいである療育C判定の手帳所持者の増加率が高くなっています。
- 本市の成年後見制度利用者数は131人（令和2年12月末現在）人口1万人に対して14.1人となっています。知多半島5市5町の中では下から2番目に少ないですが、この値は、愛知県（12.9人）より多いため、利用状況は低い状況ではなく、一定数の制度利用は適切にできていると判断できます。

< 成年後見制度利用者数（令和2年12月末現在） >

市町村	成年後見 <sup>※</sup>	保 佐 <sup>※</sup>	補 助 <sup>※</sup>	計 <sup>※</sup>	人口1万人に対する利用者数 <sup>※</sup>
半田市 <sup>※</sup>	246人 <sup>※</sup>	45人 <sup>※</sup>	11人 <sup>※</sup>	302人 <sup>※</sup>	25.2人 <sup>※</sup>
常滑市 <sup>※</sup>	66人 <sup>※</sup>	21人 <sup>※</sup>	11人 <sup>※</sup>	98人 <sup>※</sup>	16.5人 <sup>※</sup>
東海市 <sup>※</sup>	98人 <sup>※</sup>	56人 <sup>※</sup>	11人 <sup>※</sup>	165人 <sup>※</sup>	14.4人 <sup>※</sup>
大府市 <sup>※</sup>	92人 <sup>※</sup>	34人 <sup>※</sup>	5人 <sup>※</sup>	131人 <sup>※</sup>	14.1人 <sup>※</sup>
知多市 <sup>※</sup>	92人 <sup>※</sup>	32人 <sup>※</sup>	10人 <sup>※</sup>	134人 <sup>※</sup>	15.7人 <sup>※</sup>
阿久比町 <sup>※</sup>	55人 <sup>※</sup>	13人 <sup>※</sup>	2人 <sup>※</sup>	70人 <sup>※</sup>	24.4人 <sup>※</sup>
東浦町 <sup>※</sup>	122人 <sup>※</sup>	50人 <sup>※</sup>	9人 <sup>※</sup>	181人 <sup>※</sup>	36.1人 <sup>※</sup>
南知多町 <sup>※</sup>	30人 <sup>※</sup>	9人 <sup>※</sup>	3人 <sup>※</sup>	42人 <sup>※</sup>	24.0人 <sup>※</sup>
美浜町 <sup>※</sup>	35人 <sup>※</sup>	8人 <sup>※</sup>	1人 <sup>※</sup>	44人 <sup>※</sup>	20.2人 <sup>※</sup>
武豊町 <sup>※</sup>	41人 <sup>※</sup>	14人 <sup>※</sup>	3人 <sup>※</sup>	58人 <sup>※</sup>	13.3人 <sup>※</sup>
合 計 <sup>※</sup>	877人 <sup>※</sup>	282人 <sup>※</sup>	66人 <sup>※</sup>	1,225人 <sup>※</sup>	
(参考) 愛知県 <sup>※</sup> 人口：7,521,192人 <sup>※</sup>	7,504人 <sup>※</sup>	1,612人 <sup>※</sup>	569人 <sup>※</sup>	9,685人 <sup>※</sup>	12.9人 <sup>※</sup>

※令和2年4月1日現在

【課題】

- 超高齢社会により、対象となる認知症高齢者や親なき後の問題を抱える障がい者の増加が見込まれる中、成年後見制度を必要な人が適切に利用できるように、市民により近い場所で普及啓発を行っていく必要があります。
- 市民が気軽に制度について相談することができる体制の整備として、市内に相談窓口を設置する必要があります。
- 障がい者の成年後見制度の利用は、長期間にわたる支援が必要な場合が多く、本人と成年後見人等の関係づくりが重要となります。親なき後も安心して住み慣れた地域で暮らしていくためにも、長期的な支援を行うことができる成年後見人等の支援体制の整備が必要です。

## 4 計画の基本的な考え方

【基本目標】

誰もが自分らしく地域で暮らせるまちづくり

【施策の体系】

基本目標	施策	事業
誰もが自分らしく地域で暮らせるまちづくり	1 地域連携ネットワークの仕組みづくりと中核機関の整備	(1) 審議会等の設置とネットワークを活用した地域連携の強化
		(2) 中核機関の整備・運営
		(3) 支援が必要な人の早期の段階からの相談・対応体制の整備
		(4) チーム体制による意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の整備
	2 成年後見制度の利用を促進する機能の充実	(5) 広報機能の充実（周知啓発と研修会等の開催）
		(6) 相談機能の充実
		(7) 受任者調整等の支援（マッチング）
	3 地域における権利擁護の担い手支援	(8) 市民後見人等の養成
		(9) 後見人への支援
		ア 市民後見人等への支援
		イ 親族後見人への支援
	4 成年後見制度の利用が困難な人への支援	ウ 専門職後見人への支援
(10) 市長申立による支援		
(11) 申立て費用の支援		
		(12) 後見報酬の支援

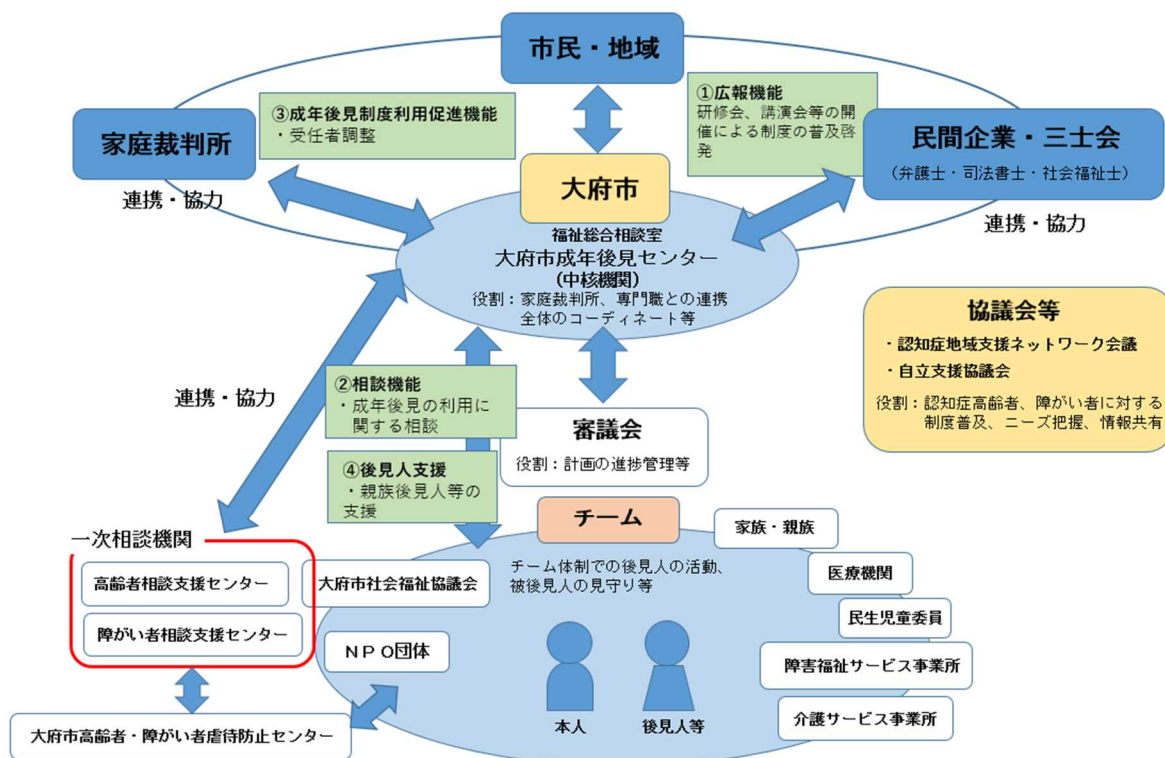
## 5 施策の具体的取組

事業	今後の方向性
(1) 審議会等の設置とネットワークを活用した地域連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大府市成年後見制度利用促進審議会を設置し、本計画の進捗管理を行います。</li> <li>● 成年後見等実施機関として、「大府市成年後見センター」を設置します。</li> <li>● 「大府市認知症地域支援ネットワーク会議」、「大府市自立支援協議会」の既存の会議体を活用して認知症高齢者や障がい者のニーズ把握、成年後見制度に関する制度周知、課題の共有を実施します。</li> <li>● 家庭裁判所、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）、民間企業（金融機関等）、地域住民等との連携について地域連携ネットワークで検討します。</li> </ul>
(2) 中核機関の整備・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 成年後見制度利用促進に係る中核機関を市（福祉総合相談室）に設置し、名称を大府市成年後見センターとします。</li> <li>● 大府市成年後見センターは中核機関の機能として審議会、協議会等の事務局、地域連携ネットワークのコーディネートを担い、関係機関との連携を行います。</li> </ul>
(3) 支援が必要な人の早期の段階からの相談・対応体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門的な相談窓口は、大府市成年後見センターが担います。</li> <li>● 一次相談機関である高齢者相談支援センター、障がい者相談支援センターと大府市成年後見センターとの連携を強化します。</li> <li>● 支援が必要な人と日頃から関わりを持っているケアマネジャーや障害福祉サービス事業所等が成年後見制度の必要性を感じた際に、高齢者相談支援センター、障がい者相談支援センターと早期段階から連携しながら制度利用につなげる体制を整備します。</li> </ul>
(4) チーム体制による意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人及び成年後見人等の支援を、多職種が連携しながらチーム体制で行います。</li> <li>● 成年被後見人等の意思を尊重するために、必要に応じて介護保険・障がい福祉サービス担当者会議、地域ケア会議等を大府市成年後見センターが中心となって調整を行い、成年後見人等が参加する環境を整備します。</li> <li>● 成年後見制度と虐待対応の適切な連携体制として、高齢者・障がい者虐待防止センターと大府市成年後見センターがチームに対して連携して支援します。</li> </ul>

(5) 広報機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市における成年後見制度の仕組みに関するパンフレットの作成及びウェブサイト、SNS等の広報媒体を活用して市民、関係機関等への周知に努めます。</li> <li>● 大府市成年後見センターが成年後見制度に関する研修会等を開催し、市民等に対して成年後見制度に関する関心や理解を深め、制度の利用促進を図ります。</li> </ul>
(6) 相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大府市成年後見センターが、より専門的な二次相談機関として相談支援を実施します。</li> <li>● 一次相談機関と大府市成年後見センターとの連携を強化し、支援が必要な人の早期発見につなげます。</li> </ul>
(7) 受任者調整等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受任者調整(マッチング)については、大府市成年後見センターが受任者調整会議等を開催し、家庭裁判所に成年後見人等候補者を推薦します。</li> </ul>
(8) 市民後見人等の養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大府市成年後見センターが講習会等を開催し、成年後見制度の新たな受け皿として市民後見人の養成・支援を行います。</li> <li>● 成年後見制度に興味・関心がある市民を増やし、身上保護における見守りや簡単な日常生活の支援を行う支援員等の養成、支援を検討します。</li> </ul>
(9) 後見人への支援 ア 市民後見人等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 養成した市民後見人が活躍できるよう、大府市成年後見センターが中心となってフォローアップ等の支援を行っていきます。</li> </ul>
イ 親族後見人への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申立支援から受任後の支援まで継続的な支援体制の仕組みを検討します。</li> <li>● 大府市成年後見センターが親族後見人の活動に対する相談・支援窓口であることを広く周知します。</li> </ul>
ウ 専門職後見人への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域連携ネットワークで専門職と関係機関の連携を推進し、専門職による後見業務の支援を行います。</li> <li>● 専門職後見人の後見業務が専門性に偏らず、被成年後見人等に寄り添った身上保護が行われるよう、チーム体制での支援の実施を目指します。</li> </ul>
(10) 市長申立による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身寄りがない認知症高齢者や障がい者が安心して制度を利用できるよう、継続して市長申立を実施します。</li> </ul>
(11) 申立て費用の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資産が無く、申立て費用を支払うことができない場合でも、成年後見制度を利用することができるよう、申立てに係る費用の助成を行います。</li> </ul>
(12) 後見報酬の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資産が無く、後見報酬を支払うことが困難な人が制度の利用を断念することが無いよう、後見報酬に係る助成を行います。</li> </ul>



<地域連携ネットワークのイメージ図>



## 6 計画の推進及び進捗管理

- 成年後見制度は、認知症高齢者、障がい者、生活困窮者、虐待等様々な問題を抱えた人が制度の利用者となります。中核機関であり、複合的な支援をワンストップ窓口で行う福祉総合相談室を中心に、様々な部署が一体となって成年後見制度の利用促進を図ります。
- 本計画の進捗管理は「大府市成年後見制度利用促進審議会」において行い、各協議会（大府市認知症地域支援ネットワーク会議、大府市自立支援協議会）から出された課題や意見を踏まえ、評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

発行年月

令和3（2021）年12月

発行

大府市 福祉部 高齢障がい支援課、福祉総合相談室

〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目70番地

高齢福祉係 TEL 0562-45-6289

FAX 0562-47-3150

メール kourei-shougai@city.obu.lg.jp